

住宅用火災警報器のあっせん

空き店舗を活用して事業を始めませんか

あっせん業者	電話番号
三興防災工業㈱	(3377) 4331
昭和理化㈱	(3209) 4043
ダイワティーアイ防災	(3362) 0467
東京防災設備㈱	(3363) 9761
東通工業㈱	(3365) 2161
東和防災工業㈱	(3200) 3254
懐日東防火	(3354) 6333
日東防災設備㈱	(3362) 3697
光防災工業㈱	(3371) 1078

【対象】区内の一般家庭
【警報器の種類】煙式・熱式。いずれも音声警報タイプ・プザ1タイプから選べます
【価格(税込)】1個に付き3,900円(取り付けを依頼する場合4,700円)
【申込み】22年3月31日(木)まで、左表のあっせん業者へ。
【支払い方法】業者に直接お支払ください。

【問合せ】危機管理課事業推進係(本庁舎4階) ☎(5273)3874、防災センター ☎(5361)2460(火曜日・祝日等を除く)へ。
※区では、災害時要援護者名簿に登録し、希望する方に、火災警報器を無料で設置していただきます。また、一人暮らし高齢者の方と高齢者のみの世帯の方のご自宅にも無料で設置します。詳しくは後日、「広報しんじゅく」でお知らせします。

★区では訪問販売は一切行っておりません。火災警報器のあっせんに便乗したセールスにご注意ください。区のあっせん業者は、事前に電話連絡の上、伺います。

消火器・消火器薬剤詰め替えのあっせん

【対象】区内の一般家庭・事業所
【消火器の種類と価格】表1
【申込み】22年3月31日(木)までに、昭和理化㈱ ☎(3209)4043へ。業者が直接お届けします。

(表1)消火器薬剤詰め替えあっせん価格(送料・税込)

種類	形式		あっせん価格
	ABC粉末消火器	加圧式	3型
4型			4,515円
6型			4,935円
蓄圧式		3型	3,780円
		4型	5,250円
		6型	5,670円
強化液消火器	蓄圧式	3L型	5,040円
	蓄圧式	2L型	5,250円
		3L型	5,775円

【問合せ】危機管理課事業推進係(本庁舎4階) ☎(5273)3874・防災センター ☎(5361)2460(火曜日・祝日等を除く)へ。

(表2)消火器あっせん価格(送料・税込)

品名	ABC粉末4型(蓄圧式)	ABC粉末10型(蓄圧式)	強化液3L型(中性)	強化液6L型(中性)
薬剤量	1.5kg	3.5kg	3L	6L
総重量	約3.1kg	約6.0kg	約6.1kg	約11.6kg
全高	41.5cm	54.6cm	54.6cm	61.5cm
あっせん価格	7,000円	11,000円	11,000円	13,650円

※いずれも普通火災・油火災・電気火災に適用

★区では訪問販売は一切行っておりません。消火器・薬剤詰め替えのあっせんに便乗したセールスにご注意ください。区のあっせん業者は、事前に電話連絡の上、伺います。

【日時】5月18日(土)24日(日) 春季行政相談週間
行政相談のご利用を
● 5月18日(土)24日(日) 春季行政相談週間
国などの仕事への苦情や意見
要望について、総務大臣から委員
嘱された「行政相談委員」が、無
料で相談に応じています。
【区】行政相談委員(敬称略・50音順) 北村穂子・鈴木惠美子! 高橋秀子・野澤秀雄・八木栄子! 山下肇
● 定例相談
【日時】第1第3金曜日、午後

【日時】5月23日(日) 田舎ほろプロジェクト
【日時・内容】▼5月23日(日): 田舎ほろプロジェクト
▼9月5日(土): 田んぼの手入れ、▼10月3日(日): 稲刈り、はき掛け(稲の乾燥、▼11月7日(日): 田んぼの整理、いずれも午前10時30分〜12時、全5回
【会場】新宿中央公園内ビオトープ(西新宿2-1-1)
【対象】小学生以上で全回参加できる方、10名(小学4年生以下は保護者同伴)
【講師】新宿中央公園ビオトープの会
【費用】無料
【持ち物】タオル・帽子着替え

【日時】5月23日(日) 再就職に向けたセミナーと面接会
【日時】5月27日(木)午後2時〜4時
【会場】牛込笹笹地域センター(笹笥町15)
【対象】区内在住・在勤・在学の方、60名
【申込み】電話で高齢者サーピス課高齢者相談係(本庁舎4階) ☎(5273)4593へ。先着順。

【日時】5月27日(木)午後1時〜3時
【内容】求人企業(清掃・調理補助・管理・警備ほか)との面接
(以下共通) ……
【会場】戸塚特別出張所(高田馬場1-17-20)
【対象】おおよそ55歳以上の方
【申込み】①は電話で5月15日(金)までに、②は5月25日(月)までに直接、新宿☆ワーク(高田馬場1-17-20、戸塚特別出張所2階) ☎(5273)4510へ。

子育て支援者養成講座(基礎編) 託児があります

子育て支援者養成講座(基礎編) 託児があります

託児があります

子育て支援を講義と実習で学びます。全回受講した方には修了証を発行します。修了後は、区内の子育て支援活動の人材募集等の情報を提供するほか、「ゆつたり」のスタッフとして登録できます。
【日時・内容】下表のとおり。
【会場・申込み】所定の申込書

【対象】子育てに関心のある方。今後関わりたい方。20名
【費用】無料。託児は1人1回千円
【問合せ】託児は1人1回千円
【会場・申込み】所定の申込書

日程	内容
5月13日(水)	オリエンテーション「コミュニケーション・ワーク、子育て支援の概要」
5月20日(水)	講義・演習「子育て支援の背景と現状の理解」
5月27日(水)	支援者として①(子ども理解)
6月3日(水)	支援者として②(自己理解・他者理解の実際のワーク)
6月11日(水)	支援者として③(保護者理解)
6月17日(水)	実習・見学「新宿の事情と子育て支援の現場を知る」
6月24日(水)〜7月1日(水)のうち1日	実習報告
7月8日(水)	実習報告
7月15日(水)	多様な子育て支援を事例から学ぶ
7月22日(水)	ふりかえり・まとめ

※時間は午前10時〜12時(6月3日(水)のみ午後1時〜3時)

地域の子育て支援の場として、親子の交流のお手伝いや子育て相談を実施します。ぜひ、ご利用ください。
【名称】ついでいのへや「どんぐり」
【所在地】百人町4-7-1、西戸山幼稚園内
【実施日時】火・金曜日(年末年始・祝日等を除く) 午前11時30分〜午後4時30分
【対象】就学前の乳幼児と保護者の方
【事業内容】▼子育て親子の交流の場の提供、▼子育て等に関する相談・支援、▼地域の子育て関連情報の提供、▼子育てや子育て支援に関する講習ほか
【利用方法】事前登録制。健康保険証など住所が分かるものをお持ちの上、西戸山幼稚園へおいでください。
【問合せ】西戸山幼稚園 ☎(3362)0400へ。

子育て電話相談も開設しました
【電話番号】 ☎(3362)0423
【日時】火・金曜日(祝日等を除く)、午前9時〜11時

親子で広島へ 平和派遣者を募集
親子と子を広島に派遣し、祈念式典への参列・施設見学・交流等を通して戦争の悲惨さを知り、平和の尊さへの認識を深めます。
【日程】8月5日(水)〜7日(金)
【対象】20年4月1日以降引き続き区内在任の親子(小学4年生・中学3年生)・7組14名(これまでに参加した方を除く)
【費用】交通費・宿泊費は無料(食費の一部は自己負担)
【選考】「新宿区平和派遣選考会」で選考し結果をお知らせします。
【派遣後の活動】報告書の提出・派遣報告会での発表等にご協力いただきます。20年度の報告書をご覧にな

建物の定期的な診断を「特殊建築物等」「建築設備」「昇降機」は定期的な調査・検査の報告が必要です

建築物を安全に使用するため、建築物等の所有者・管理者の方には、建築物の敷地・構造・設備等について点検し、定期的に報告することが建築基準法で義務付けられています。特に、不特定多数の方が利用する特殊建築物等は、老朽化や不十分な維持管理により構造・設備や避難施設等に不備や欠陥が生じ、火災や地震等が発生した場合に、大きな災害につながります。事故の発生を未然に防ぎ、区民の皆さんや利用する方の安全を確保するため、定期的に調査・検査し、報告してください。

【対象】特殊建築物等(劇場・旅館・ホテル・病院・学校・共同住宅など多数の人が利用する建物)
【報告する方】上記建築物の所有者・管理者
【報告が必要な建築物等】右表のとおり(21年度に報告が必要な建築物等は①〜⑤、⑮〜⑰)
【報告内容・方法】避難施設等の状況調査や建築設備・昇降機の作動検査などについて、専門的技術を持つ1級・2級建築士または国土交通大臣が定める調査資格者に定期的に依頼し、調査結果を次の窓口へ提出してください。
▶特殊建築物等…(勸東京都防災・建築まちづくりセンター定期報告担当(〒150-8503渋谷区渋谷1-15-9、美竹ビル) ☎(5466)2001
▶建築設備…(勸日本建築設備・昇降機センター定期報告部(〒105-0001港区虎ノ門1-13-5、第一天徳ビル) ☎(3591)2421
▶昇降機等…(東京都昇降機安全協議会(〒107-0062港区南青山5-11-2、共同ビル) ☎(3406)5471
【問合せ】建築指導課監察調査係(本庁舎8階) ☎(5273)3735へ。

定期報告の対象となる建築物・建設設備等		
用途	報告の対象となる規模	用途コード
①劇場・映画館・演芸場	用途の床面積が200㎡(用途が1階にない建築物は100㎡)を超えるもの	11
②観覧場(屋外観覧席のものを除く)・公会堂・集会場	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの。または用途の床面積が200㎡を超えるもの(平屋建てで客席および集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く)	12
③旅館・ホテル	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が3,000㎡(旅館・ホテルは2,000㎡)を超えるもの	13
④百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が3,000㎡(旅館・ホテルは2,000㎡)を超えるもの	14
⑤地下街	用途の床面積が1,500㎡を超えるもの	15
⑥病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る)・児童福祉施設等	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が300㎡を超えるもの(平屋建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く)	21
⑦旅館・ホテル(③を除く)	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が2,000㎡を超えるもの	22
⑧学校・体育館	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が2,000㎡を超えるもの	23
⑨博物館・美術館・図書館・ボウリング場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場	5階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	24
⑩下宿・共同住宅・寄宿舎の用途とこの表(⑩を除く)の用途の複合建築物	5階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	28
⑪百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗(④を除く)	3階以上(⑫は地下も)にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が500㎡を超えるもの	31
⑫展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が500㎡を超えるもの	32
⑬複合用途建築物(⑩⑭を除く)	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)	33
⑭事務所・その他ここに類するもの	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)	34
⑮下宿・共同住宅・寄宿舎	5階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	40
⑯換気設備(自然換気設備を除く)※2		毎年報告(前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで。遊戯施設等は、6か月ごとに報告)
⑰排煙設備(排煙機・送風機があるもの)		毎年報告(前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで。遊戯施設等は、6か月ごとに報告)
⑱非常用の照明装置		上記の特殊建築物に設置するもの ※3
⑲給排水配管設備(給水タンク等を設置するもの)		毎年報告(前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで。遊戯施設等は、6か月ごとに報告)
⑳エレベーター(工場などの労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く)		毎年報告(前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで。遊戯施設等は、6か月ごとに報告)
㉑エスカレーター		毎年報告(前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで。遊戯施設等は、6か月ごとに報告)
㉒小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く)		毎年報告(前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで。遊戯施設等は、6か月ごとに報告)
㉓遊戯施設等(乗用エレベーター・エスカレーターで観光用のものを含む)		毎年報告(前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで。遊戯施設等は、6か月ごとに報告)
㉔※1新築の建築物の報告時期は、検査済証の交付を受けた直後の時期を除く		
㉕※2換気設備は、火気使用室・窓のない居室・集会場等の居室に設けられた機械換気設備のみ報告の対象		
㉖※3共同住宅の住戸内は定期調査・検査結果の報告対象外		
㉗※4昇降機は、一戸建て・長屋・共同住宅の住戸内に設置したものを除く(ホームエレベーター等)		